

祭礼等から暴力団を排除するための運営規則（案）を作成しました。

岐阜県暴力団排除条例及び瑞穂市暴力団の排除に関する条例の規定にもとづき、まつりやイベント等の行事主催者等が、行事に露店等を出店してもらった場合、暴力団、暴力団関係者を排除するための行事運営規則の案を策定しました。

この規則（案）を参考に、警察と連携し、暴力団の排除に努めましょう。

① 露店等の営業申請について

行事主催者等は、行事を行う管理区域内で、行事に関係するものが露店等を営業しようとする場合は、出店等申込書と表明・確約に関する同意により、露店等を営業する者を適正に把握するとともに、暴力団や暴力団関係者の行事への参入がないようにします。

② 警察への照会

行事主催者は、出店申し込みに際して、露店等を出店しようとする者が、暴力団や暴力団関係者でないか、確認します。

③ 出店許可

行事主催者は、露店等を出店しようとする者に、出店許可書を交付し、露店等を営業する者は、露店等の外部から分かりやすい場所に掲示して営業します。